

# 介護福祉士等修学資金貸付制度について

この貸付制度は、質の高い介護福祉士又は社会福祉士の養成確保を目的として徳島県内に住民登録を有し、介護福祉士および社会福祉士の養成施設等に在学する者で、卒業後、県内において介護福祉士等として介護又は相談援助の業務に従事する者を対象とした貸付制度です。

## 1. 貸付対象

- ・家庭の経済状況から貸付が必要であり、養成施設等からの推薦が受けられる方。
- ・徳島県内に住民登録を有する者。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設等に在学している者。
- ・卒業後、徳島県内において介護福祉士等として業務に従事しようとする者。
- ・他の公的貸付制度を利用していないこと。

## 2. 連帯保証人

- ・連帯保証人が2名必要。  
連帯保証人は独立の生計を営む身元確実な成年者でそのうち一人は、県内に居住する者でなければならない。  
※申請者が未成年の場合は、その内1名については法定代理人でなければならない。

## 3. 貸付内容

### ①貸付金額

- ・養成施設等に在学する者にあつては月額5万円以内とする。  
※但し、初回に入学準備金、最終回に就職準備金として各20万円以内を加算することができる。
- ※平成29年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者で、卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者に対して受験対策費用として年度当たり4万円以内を加算できる。
- ※生活保護受給世帯の者は、生活費の一部として別途額を加算できる。
- ※但し、福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書が必要。
- ・実務者研修施設に在学する者にあつては20万円以内とする。

## ②貸付期間

- ・養成施設等又は実務者研修施設等に在学する期間とする。

## ③貸付利子

- ・無利子。

## 4. 申請手続きおよび提出書類

- ・入学後、養成施設・実務者研修施設の推薦を通して徳島県社会福祉協議会に「介護福祉士等修学資金貸付申請書」を提出する。
- ・世帯全部の住民票、市町村長が証明する所得証明書。
- ・在学している養成施設等の推薦状。
- ・成績証明書（実務者研修施設に在学している方は不要）、健康診断書
- ・中高年離職者にあつては、離職を証する書類。

## 5. 募集期間

- ・平成29年4月14日～平成29年5月15日

※年1～2回程度

※詳しくは、所属する養成施設までお問い合わせ下さい。

## 6. その他

- ・貸付決定は「貸付選考委員会」にて行い、可否については、在学している養成施設の長を経由して通知する。
- ・養成施設等を卒業し、徳島県内で返還免除対象業務に5年間従事すれば貸付した修学資金は全額返還が免除される。
- ・実務者研修施設に在学する者は卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い徳島県内において返還免除対象業務に2年間従事すれば貸付した修学資金は免除される。

問い合わせ先

☎ 088-654-4461

徳島県社会福祉協議会 地域福祉課 福祉資金室